

令和 2 年 4 月 30 日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例
に関する法律の施行に伴う印紙税の取扱いについて（法令解釈通達）**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）の施行に伴う印紙税の取扱いについて、下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。

記

（用語の意義）

- 1 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 新型コロナ税特法 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）をいう。
 - (2) 新型コロナ税特法施行令 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）をいう。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
 - (4) 課税物件表 印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）別表第 1 の課税物件表をいう。
 - (5) 通則 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。
 - (6) 消費貸借に関する契約書 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。
 - (7) 公的貸付機関等 新型コロナ税特法第 11 条第 1 項に規定する公的貸付機関等をいう。
 - (8) 預託等貸付金融機関 新型コロナ税特法施行令第 8 条第 1 項第 2 号に規定する預託等貸付金融機関をいう。
 - (9) 転貸者 新型コロナ税特法施行令第 8 条第 1 項第 3 号に規定する転貸者をいう。

- (10) 特別貸付け 新型コロナ税特法施行令第8条第2項各号又は同条第5項各号の規定に該当する金銭の貸付けをいう。

（「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者」の意義）

- 2 新型コロナ税特法第11条各項に規定する「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者」とは、例えば、事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少又は売掛債権の固定化等その経営の状況が悪化した事業者をいう。

（「他の金銭の貸付け」の意義）

- 3 新型コロナ税特法施行令第8条第2項第3号イ又は同項第4号イに規定する「他の金銭の貸付け」には、預託等貸付金融機関又は転貸者が独自に設けている貸付制度の下で行われる金銭の貸付けを含まないのであるから留意する。

（非課税措置の対象となる消費貸借に関する契約書の範囲）

- 4 新型コロナ税特法第11条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 特別貸付けに係る金銭の消費貸借に関する契約書で、次に掲げるものについても、新型コロナ税特法第11条の規定が適用される。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）と他の者とが共同して作成するもの又は特定事業者以外の者が作成者となるもの（例えば、公的貸付機関等又は公的貸付機関等から事務の代理を受けた者が作成者となるもの）

ロ 通則3の規定により文書の所属が消費貸借に関する契約書となったもの

ハ 特別に有利な条件が適用される限度額を超えて融資を受ける場合の当該融資に係る消費貸借に関する契約書

ニ 契約の変更又は補充等の契約書

（注） ロの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。

- (2) 特別貸付けに関して作成される文書であっても、次のものには新型コロナ税特法第11条の規定が適用されない。

イ 消費貸借に関する契約書に該当しないもの（例えば、手形貸付けの場合の課税物件表の第3号に掲げる約束手形、同表の第13号に掲げる債務の保証に関する契約書等）

ロ 沖縄振興開発金融公庫等（新型コロナ税特法施行令第8条第1項第3号に規定する沖縄

振興開発金融公庫等をいう。)が、転貸者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書

(注) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により事業者がその経営に影響を受ける前に締結された消費貸借契約について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により事業者がその経営に影響を受けたことに起因して返済期限等の変更を約する契約書であっても、新型コロナ税特法第11条の規定は適用されないものであるから留意する。

(非課税措置の対象となる金銭の貸付けの範囲)

- 5 特定事業者以外の者も対象とした既存の貸付制度の下で、特定事業者であることを理由として有利な条件で行う金銭の貸付けは、新型コロナ税特法施行令第8条第2項第1号の金銭の貸付け、同項第2号(ニを除く。)の金銭の貸付け、同項第3号の金銭の貸付け及び同項第4号(ニを除く。)の金銭の貸付けに該当しないことに留意する。